

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公表番号】特表2012-519349(P2012-519349A)

【公表日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-033

【出願番号】特願2011-551446(P2011-551446)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

H 01 M 2/20 (2006.01)

H 01 M 6/02 (2006.01)

H 01 M 6/46 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 Y

H 01 M 2/20 A

H 01 M 6/02 Z

H 01 M 6/46 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月12日(2013.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

箔状の包装材を備える電極積層体から実質的に構成され、前記包装材から少なくとも2つの導体が延出し、更にフレーム(902)を備え、前記フレーム(902)が、前記包装材の密閉時に前記電池の前記包装材と固着されるガルバニ電池(901)において、

a)少なくとも1つの導体(904)が、前記電池から構成されるブロックの組立て時に、隣接する電池の導体と電気的に接触するように前記フレームの周りに巻き付けられている、または折り曲げられていること、および

b)少なくとも1つの別の導体が、前記フレームの周りに巻き付けられていない、または折り曲げられないこと

を特徴とするガルバニ電池(901)。

【請求項2】

電池の製造時に電池の包装材と材料結合できるように構成されている請求項1に記載のフレーム。

【請求項3】

電池の製造時に、更なる物質を追加せずに、電池の包装材と熱封止プロセスによって材料結合できるように構成されている請求項2に記載のフレーム。

【請求項4】

電池ブロックの組立て時に、フレームを備える前記電池の面一の位置合わせを助ける構造を備える請求項1から3のいずれか一項に記載のフレーム。

【請求項5】

電池ブロックの組立て時に通しボルトを貫入するための開口を有する請求項1から4のいずれか一項に記載のフレーム。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか一項に記載のフレームを備えるガルバニ電池。

【請求項7】

電極積層体が箔状の包装材内に閉じ込められ、前記包装材から少なくとも2つの導体が延出している請求項1または6のいずれか一項に記載のガルバニ電池の製造方法において、

前記包装材の密閉時に、フレームが前記包装材と固着されること、および前記導体(1004)の少なくとも1つが、前記フレーム(1002)の取付け後に前記フレームの周りに折り曲げられることを特徴とする方法。

【請求項8】

前記フレームが前記包装材と材料結合される請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記フレームが、電池の製造時に、更なる物質を追加せずに、熱封止プロセスによって電池の包装材と材料結合される請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記電池が、フレームの構造によって面一に位置合わせさせられる、請求項4に記載のフレームを備える複数のガルバニ電池から構成されるブロックを構築する方法。

【請求項11】

前記ブロックが、開口を通して電池のフレームに貫入された通しボルトによって安定にされている、請求項5に記載のフレームを備える複数のガルバニ電池からブロックを組み立てる方法。

【請求項12】

請求項10または11に記載の特徴を有する複数のガルバニ電池から構成されるブロックを組み立てる方法。